

かどま地域通貨蓮運用規約

(目的)

第1条 この規約は、門真市内における、主にコミュニティ活動等のために発行する地域通貨の運用について定める。

2 地域通貨は、住民、地域コミュニティづくりに貢献する商店街、事業者等において循環させることにより、活力あるコミュニティの創造、再生及び地域経済の活性化につなげることを目指すものとする。

(名称及び価値)

第2条 地域通貨の名称は「蓮(れん)」とし、1蓮は1円相当額とする。

2 蓮は紙幣方式とし、100蓮・500蓮の2種類とする。

(使用範囲)

第3条 蓮の使用範囲は、門真市内とする。

(発行主体)

第4条 蓮は、特定非営利活動法人あいまち門真ステーション(以下「あいまち門真」という。)が発行する。

(会員の構成)

第5条 蓮を使用する会員は次のとおりとし、その登録はあいまち門真が行う。ただし、次の各号に該当する会員の登録がない場合においても、蓮を所持し、蓮裏面の署名欄に署名を行い、蓮を使用したものは第4号の流通協力会員とみなす。

- (1) 利用会員 手助けサービスを受けたことに対して蓮でお礼をする会員をいう。
- (2) 活動会員 利用会員への手助けサービスを提供し、そのお礼を蓮で受け取る法人・団体会員をいう。
- (3) 加盟会員 発行主体と蓮の取扱いについての契約を締結し、蓮を商品・サービスの対価として受け取る会員をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に規定する「風俗営業」に該当する店を営業するものは、加盟会員となることができない。
- (4) 流通協力会員 蓮の流通に協力する会員をいう。
- (5) 賛助会員 蓮の発行の目的に賛同し、運営に協力する会員をいう。

(発行場所及び発行対象者)

第6条 蓮の発行場所は、あいまち門真とする。その対象者は利用会員、流通協力会員とする。

(蓮裏面への署名)

第7条 会員は、蓮を使用するときは、蓮裏面の署名欄に署名する。

(特別会計の設置)

第8条 あいまち門真に地域通貨特別会計を置く。

(未使用残高の保全措置)

第9条 蓮が使用できなくなった場合の蓮所持者の保護を図るため、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に基づく保全措置のほか、利用会員及び流通協力会員に蓮を発行した際の受領額から加盟会員に換金した額を除いた全額である未使用残高を現金（円）で保管することとし、次条ただし書の場合以外には支出しないものとする。

(換金)

第10条 蓮は、原則として換金しない。ただし、加盟会員は、提供した商品・サービス等の対価として受け取った蓮の換金を別に定める様式によりあいまち門真に請求し、現金(円)と引き換えることができる。

(補則)

第11条 前条までに定めるもののほか必要な事項は、あいまち門真の理事長が同法人の理事会の同意を得て別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成22年11月1日から施行する。

平成25年 5月14日から施行する。